

共同声明

第9回日 ASEAN 長官会合 於：日本、東京

ユーザーニーズの変化に対応した新たな日 ASEAN 知財協力に合意

1. 東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国であるブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、およびベトナム社会主義共和国の知財庁（AMS 知財庁）および日本国特許庁（JPO）（まとめて以下、パートナー庁）は、2019年8月6日に日本国、東京にて第9回日 ASEAN 長官会合を開催した。
2. パートナー庁は、日 ASEAN 特許庁長官会合および ASEAN 知財協力作業部会 (AWGIPC) 会合を含む日 ASEAN の枠組みを通じて進められてきた知財協力について、ASEAN 知財戦略アクションプラン 2016-2025 で掲げられた目標の達成に貢献してきたことを歓迎するとともに、今後も引き続きその完遂に向けた協力を継続することを確認した。
3. パートナー庁は、知財エコシステムの発展に伴い変化していくユーザーニーズをも適切に踏まえた取組を行うべく、日 ASEAN の枠組みでの協力を強化していくことを確認した。
4. 以上のような基本理念の下、パートナー庁は、特許審査品質管理システム、知財エンフォースメントの強化に向けた執行機関との連携、国際条約への加盟、知財の活用、知財の普及啓発、人材育成などの取り組み、および透明かつ合理化された審査手続き・実務に資する取り組みを含む、日 ASEAN アクションプラン 2019-2020 を採択した。
5. パートナー庁は、特に、2018年日 ASEAN 首脳会議の議長声明により、AMS 知財庁の特許審査基準の整備が促された事実を重く受け止め、特許審査結果の予見性向上を目的とした東アジア・ASEAN 経済研究センター(ERIA)による事例研究に貢献していくことを確認した。加えて、パートナー庁は、ASEAN 加盟国と日本との連結性を向上させるため、特許出願の過程で起こり得る翻訳の問題に対処する取り組みを進めることで合意した。